

知って得する!

## 法律コラム



弁護士 辻佐和子

## 嫡出推定の制度が変わります

## 弁護士法人よつば総合法律事務所

経営法務全般。特に、人事労務問題、契約書等のリーガルチェック、紛争対応(債権回収・株主間紛争・その他企業様の各種訴訟)が主な取扱い業務。

千葉県内の企業様を中心に400社強の企業様と顧問契約を締結。(2024年1月1日現在)

柏事務所：〒277-0005 柏市柏1-5-10 水戸屋喜番館ビル4F Tel: 04-7168-2300

千葉事務所：〒260-0015 千葉市中央区富士見1-14-13 千葉大栄ビル7F Tel: 043-306-1110

Email: info@yotsubasougou.com



こちらから企業法務サイトがご覧になれます。

## 1 はじめに

よつば総合法律事務所の弁護士の辻佐和子です。

2024年6月1日から家族関係についての制度が変わります。どのように変わるのかをご説明します。

## 2 嫡出推定の制度が変わります

嫡出推定とは、妻が婚姻中に懐胎した子を、法律上、夫の子と推定することです。現行の制度では「婚姻の成立の日から200日を経過した後、または婚姻の解消もしくは取消しの日から300日以内に生まれた子」に嫡出推定が及びます。そのため、元夫と血縁関係がない子も元夫の子として推定されてしまう、といったことがありました。

新しい制度では、離婚後300日以内に生まれた子でも、出産時点で母親が再婚していれば、その新しい夫の子であると推定されることとなります。ただし、母親が再婚していない場合には離婚後300日以内に生まれた子は現行法と同じく元夫の子と推定されることとなります。

## 3 再婚禁止期間が廃止されます

現行法では、女性は離婚から100日以上経たないと次の結婚ができないとされています。これは2でご説明した今の嫡出推定の制度によって、

元夫の子である推定と新しい夫の子である推定が被ってしまうことを防ぐために設けられた制限でした。しかし新しい制度では、2のとおり嫡出推定が被る心配がなくなったため、この再婚禁止期間はなくなることになりました。

## 4 嫡出否認の訴えが母や子からも主張できるようになります

嫡出否認の訴えとは、嫡出推定を受ける子について、法律上の父が、父子関係を否認するために行う手続きです。現行法では父親からしか嫡出否認の訴えを提起することができません。つまり、母や子からは嫡出推定された場合の父子関係を否定することができませんでした。

一方で新しい制度では、母や子からも嫡出否認の訴えを提起することができるようになりました。

また、現行法では夫が子の出生を知ってから1年以内という出訴期間がありました。新しい制度では出訴期間が延びて、原則3年となりました。

## 5 さいごに

嫡出否認の訴えは、施行日前に生まれた子やその母親も、新しい制度の施行日から1年以内に限って提起することができます。出訴期間がかなり限られていますので、お手続きの必要がある方は急ぎでご対応ください。